

少第 136 号  
生総第 337 号  
地第 583 号  
捜一第 151 号  
平成 28 年 5 月 9 日

各 所 属 長 殿

岐阜県警察本部長

児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について  
(通達)

先般、他県において児童虐待が疑われる 110 番通報に対し、警察職員による安全確認が行われ児童虐待を受けたと思われないと判断したにもかかわらず、虐待により児童が死亡する事案が発生した。

当県警においては、「児童虐待への対応における取組の強化について」（平成 24 年 5 月 14 日付け少第 163 号ほか）等により児童虐待への対応をしているところ、このような事案の再発を防ぎ、児童の安全をより確実なものとしていくため、警察が児童虐待が疑われる情報を覚知し、通告の判断を行うに当たっては、警察内部の情報のみならず、子ども相談センター、市町村等関係機関（以下「関係機関」という。）に対する照会等を実施し、それにより得られた情報を含めた総合的な判断が必要である。

このため、今後は下記に示すよう各警察署において、関係機関と一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、警察本部の関係所属との情報共有を徹底し的確な対応を推進するなど、児童虐待への対応に万全を尽くされたい。

記

1 確実な通告の実施

児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項では通告義務の対象となる児童の範囲を「児童虐待を受けたと思われる児童」と定めており、これにより児童虐待を裏付ける事実が必ずしも明らかでなくても、一般人から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告の対象とされている。

児童虐待の早期発見及び被害拡大の防止を図るためには、広く通告を行う必要があるため、児童の言動、外傷その他周囲の事情から児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、時期を失することなく確実に通告を実施すること。

2 子ども相談センター等関係機関に対する事前照会の徹底

虐待が疑われる情報を覚知し児童の安全確認をした結果、通告の必要がないと判断した児童についても、関係機関に対し当該児童に係る過去の取扱状況等

について確実に事前照会を実施し、同照会により得られた情報を十分勘案した上で、通告の要否について組織的に総合的な判断を行うこと。特に同照会の結果、過去に取扱いがあったとされる児童については、児童虐待の蓋然性が高いものとして、慎重な対応に努めること。

なお、関係機関に対する照会等を実施した際には、その経緯を確実に記録化しておくこと。

### 3 通告後の情報共有の実施

通告後の関係機関における対応結果や措置状況等の関係情報については、警察として確実に把握し、その後の適切な対応に資するよう、関係機関との間で緊密な情報交換を実施すること。